○四国地方整備局告示第七十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号及び百九十七号	高知市桟橋通三丁目四五番二地先から同市桟橋通三丁目四三番一まで	四国地方整備局及び同局高知河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月三十一日

○四国地方整備局告示第七十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十二号及び三百十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
三豊市財田町財田上字池の尾七六八一番一から三好市池田町州津乳ノ木一三八一番一まで	前	A 七・七〇～九一・三三	一二・七九三	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C 八・八九～一九七・六三		
		D 八・一九八		
	後	A 七・七〇～九一・三三	一二・七九三	
		B・C 八・八九～一九七・六三		
		D 八・一九八		

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第七十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
観音寺市豊浜町姫浜字大屋敷三七九番一から同市豊浜町姫浜字大屋敷三八〇番一地先まで	前	一五・四八～一六・四九	〇・〇三四
	後	一五・四八～一九・四二	〇・〇三四

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○四国地方整備局告示第七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号	観音寺市豊浜町姫浜字大屋敷三七九番一から同市豊浜町姫浜字大屋敷三八〇番一地先まで	四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○四国地方整備局告示第七十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号及び百九十七号	土佐市家俊字三郎五三三番一から同市家俊字三郎五三〇番二まで	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○四国地方整備局告示第七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

一(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百九十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
西条市小松町新屋敷字新宮原甲二一七三番一から同市小松町新屋敷字西町裏甲五二七番六まで	前	五・五〇～四〇・八〇	一六・三五～一七・五五
	後	五・五〇～四〇・八〇	〇・〇四五

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

二(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
西条市小松町新屋敷字西町裏甲五二六番二から同市小松町新屋敷字新宮原甲二一七七番一まで	前	一〇・三〇～二〇・一五	一四・六〇～二三・〇〇
	後	一〇・三〇～二〇・一五	〇・一〇五

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十六号	西条市小松町新屋敷字新宮原甲二一七三番一から同市小松町新屋敷字新宮原甲一八六〇番五まで	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所
十一号	西条市小松町新屋敷字西町裏甲五二六番二から同市小松町新屋敷字船山下甲一三〇一番一まで	〃

供用開始の期日　平成二十四年三月三十一日